

衆議院 經濟産業委員會 議事録 第十三号

令和三年五月十四日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君

理事 関 芳弘君

理事 山際大志郎君

理事 山岡 達丸君

理事 睡元 将吾君

石川 昭政君

神山 佐市君

工藤 彰三君

佐々木 紀君

武部 新君

富樫 博之君

福田 達夫君

穂坂 泰君

細田 健一君

宗清 皇一君

逢坂 誠二君

川内 博史君

松平 浩一君

山崎 誠君

笠井 亮君

浅野 哲君

經濟産業大臣 梶山 弘志君

環境副大臣 笹川 博義君

厚生労働大臣 大隈 和英君

經濟産業大臣 宗清 皇一君

政府参考人 藤井 敏彦君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 野原 論君

(内閣官房成長戦略会議事務局次長)

政府参考人 池田 克史君

(内閣官房内閣情報調査室内閣審議官)

政府参考人 藤本 哲也君

(公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官)

政府参考人 田辺 治君

(公正取引委員会事務総局經濟取引局取引部長)

政府参考人 猪原 誠司君

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人 伊藤 豊君

(金融庁総合政策局審議官)

政府参考人 日原 知己君

(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

政府参考人 小林 洋子君

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 志村 幸久君

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 小坂善太郎君

(林野庁森林整備部長)

政府参考人 島山陽二郎君

(經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 中原 裕彦君

(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 矢作 友良君

(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 福永 哲郎君

(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 三浦 章豪君

(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 後藤 雄三君

(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 新原 浩朗君

(經濟産業省經濟産業政策局長)

政府参考人 広瀬 直君

(經濟産業省通商政策局長)

政府参考人 風木 淳君

(經濟産業省貿易經濟協力局貿易管理部長)

政府参考人 茂木 正君

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 南 亮君

(資源エネルギー庁資源・燃料部長)

政府参考人 槽谷 敏秀君

(特許庁長官)

政府参考人 奈須野 太君

(中小企業庁長官)

政府参考人 飯田 健太君

(中小企業庁事業環境部長)

政府参考人 宇野 善昌君

(国土交通省道路局長)

政府参考人 江坂 行弘君

(国土交通省自動車局次長)

政府参考人 白石 隆夫君

(環境省大臣官房審議官)

經濟産業委員会専門員 宮岡 宏信君

委員の異動

五月十四日

辞任 工藤 彰三君

補欠選任 細田 健一君

富樫 博之君

補欠選任 福山 守君

菅 直人君

後藤 祐一君

同日 松平 浩一君

補欠選任 川内 博史君

同日 福山 守君

補欠選任 富樫 博之君

細田 健一君

工藤 彰三君

菅 直人君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二三三号)

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、内閣官房成長戦略会議事務局次長野原論君、内閣官房内閣情報調査室内閣審議官池田克史君、公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官藤本哲也君、公正取引委員会事務総局經濟取引局取引部長田辺治君、警察庁長官官房審議官猪原誠司君、金融庁総合政策局審議官伊藤豊君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官小林洋子君、厚生労働省大臣官房審議官志村幸久君、林野庁森林整備部長小坂善太郎君、經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官島山陽二郎君、經濟産業省大臣官房審議官中原裕彦君、經濟産業省大臣官房審議官矢作友良君、經濟産業省大臣官房審議官福永哲郎君、經濟産業省大臣官房審議官三浦章豪君、經濟産業省大臣官房審議官後藤雄三君、經濟産業省通商政策局長広瀬直君、經濟産業省貿易經濟協力局貿易管理部長風木淳君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、特許庁長官槽谷敏秀君、中小企業庁長官奈須野太君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君、国土交通省道路局長宇野善昌君、国土交通省自動車局次長江坂行弘君及び環境省大臣官房審議官白石隆夫君の出席



い。です。この条文の中でどのようなようにその運営上反映させていくのかといったところについて、政府の考え方を確認させていただきたいと思

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。今委員御指摘のとおり、十五条の一項に、次に掲げる事業を行う者は、申請により、経済産業大臣の認定を受けることができるということになつて

御指摘のとおり、こうした取組はしっかりとやっていただく必要があるわけでございますけれども、やはり具体的な認定基準は十五条の第三項になるわけでございます。第三項第一号の例えは省令なんかで書くわけでございますけれども、これは、下請中小企業の振興を図るといふ本法の目的に鑑み

これまでもいろいろ御指摘をいただいたことの中でいいますと、例えば認定事業者が再委託を行う事業者、これを著しく偏つていつも発注する、こういうことは防ぎたいわけでございますけれども、これは具体的に申し上げますと、この第十五条の第一項の一号を御覧いただきますと、認定事業者はあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託をすることとされておりますけれども、このあらかじめ定めた方法が再委託を行う中小企業を公平な考え方で選定するとい

それから、赤枠で囲っていただいているこの第三号でございますけれども、再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対して助言や情報提供を行う、これが偏つたものになってしまつてはいけませんので、こういったことがしっかりと公平に行われるということを確認するための規定も設けてまいりたいと思つております。それから、この間、先日委員からも御指摘いただいたんですが、じゃ、今度新しく入ろうというふうにする方々が公正に取り扱われないというこ

とは防止する必要があると思つておりまして、これは十五条三項の一号を御覧いただきますと、下請中小企業の取引の創出に資することありまして、これは一部だけではなくて、広く下請中小企業の取引の創出につながるということとで経済産業省令を定めることとしておりますので、御指摘の、新たに取引に入るうとする事業者を排除することがないように取り組むということを確認する規定も設けてやつてまいりたいと思

そのほかにも、振興基準に沿つた取組を行うことを確認するための規定を検討してまいりたいと思つております。これは、先日、御答弁申し上げましたように、更新制でございますとか、事業実施中の報告徴収、指導助言、こんなことも活用しながら行つてまいりたいと思つております。

○浅野委員 具体的に御答弁いただきましたとおりでございます。今、最後にちょっと触れていただきました報告徴収について次は質問させていただきますと思うんですが、やはり省令であらかじめ基準を定めて、それをしっかりと運用していただくことは当然だと思つております。事業者にもしっかりとそれを守つていただくことは当然だと思つておりますが、やはりそれ

今回、一枚おめくりいただきましたと、十七条の方には報告徴収に関する規定が設けられておりまして、経済産業大臣は報告を求めることができるというふうな定めになっております。今日伺いたいのは、今、いろいろな観点からこういうところに配慮していくというふうな御答弁をいただきましたが、では、それを確認するためにどのような事項についての確認をしていくのか、報告を徴収していくのか、こういったところの考え方を確認させていただきます。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。今委員御指摘のとおり、認定事業者の報告を求めるわけですが、これは定期的な報告ということ

ではございませんで、例えば、私どもの下請かけこみ寺というものがございます、そちらに下請事業者から相談がされるということでございますか、あるいは、下請Gメンによつて下請中小企業に対する調査なども行つております。こういった中で、不適切な行為が懸念される場合に速やかに実態を確認する、その中でこの報告徴収規定を使つてまいりたいと思つております。

例えば、先ほども申し上げましたけれども、認定事業者の提携する企業とか取引機会を得られる企業が極端に偏つているという場合もございまして。あるいは、認定事業者からの一方的な原価低減要請がございまして、あるいは百二十日を超える手形サイトでの支払いが行われているでございますとか、あるいは、認定事業者に自分の技術情報を伝えたら、それが漏れいしているのか、そういった下請振興法上の不適切な情報を得た場合には、この規定に基づき報告を求めて、必要に応じて改善に向けた指導や認定の取消しなど、厳正に対処してまいりたいと思つております。

○浅野委員 その方法は必要だと思つております。その上で、ちょっと私の意見を申し上げますと、例えばかけこみ寺に対する通報できる体制を整える、もう一つは下請Gメンを活用して第三者の目で点検を行うこと、これはどちらも必要だと思つております。ただ、この二つに欠けているものは、事業者自身の自律的な改善の取組という観点から、事業者自身は必要だと思つております。

ちょっと通告には含まれていませんが、その観点でいえば、今回、二年ごとの更新制というのが取られる予定なんですけれども、この制度をうまく活用することによつて、事業者の自律的な改善を促すような仕組みにすべきではないか、このように思つておりますが、その辺りのお考えを聞かせてください。○飯田政府参考人 お答え申し上げます。今委員から御指摘ありましたように、その認定

制度を活用して、次の認定を更新していくために、事業者自らがしっかりとした取組を行うということは非常に大事だと思つております。そのように制度を運用してまいりたいと思つておりますし、認定事業者ともそのようなコミュニケーションをしてまいりたいと思つております。

○浅野委員 どうぞよろしくお願ひいたします。次の質問に移りますが、これまでは認定事業者自身にフォーカスを当てた質問だったんですが、今度は、この認定事業者と取引をする事業者がどういふ事業者なのかというところを確認させていただきます。認定事業者に発注をする側の事業者もい

認定事業者が取引を行う事業者につきましては、法制度上の限定は特になさらない。特に下請の方に関して申し上げますと、できるだけ多くの下請中小企業者の取引創出を促していきたいというふうな考えでございます。その上でなんですが、まず実態面で申し上げますと、例えば、今、既にこうしたビジネスを行っている方々につきましても、やはりそのビジネスで成功するためにはかなり相当数の、数百に及ぶ下請中小企業と連携するというのがビジネスの成功のために必要となつてまいりますので、まず認定事業者自身が広く探していくということがあろうかと思つております。

しかしながら、こうした事業者の情報収集が及ばないところにも高い技術力を持っている中小企業が存在すると思つておりますので、政府としても、認定事業者と提携することができると考えられる中小企業を発掘していくというところを思つており

まして、例えば、認定された事業者を中小企業庁のウェブサイトで公表することで、中小企業自らがアプローチをするという道をまずつくっていきたく思っております。

それから、これも先日少しお話がありましたけれども、中小企業の経営者の中には、自分の技術力とか生産能力を把握したり見える化する、言語化するということにそもそも意識が向いていなかったり、あるいは積極的に提携を持ちかけていくことに不慣れた方々も多いと思っております。したがって、この事業計画の作成などを通じて、個々の中小企業者が本来有する強みでございまして、あるいは今後の事業展開の方向性というものを明らかにするために、よろず支援拠点でございまして、あるいは地域の商工会議所だとか、認定支援機関がございまして、そういったサポートも引き続き促してまいりたいと思っております。

成功事例をちゃんと積み重ねていくということが周知のためにも大事だと思っておりますので、しっかりと事例の積み重ねと広報に努めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 よろしくお願いたします。おっしゃったように、中小企業の社長さんは、必ずしも自己PRがうまいばかりではない、自社の強みを対外的に発信することが得意ではない方々もたくさんいらっしゃるのもまた事実でありますから、そこをどうカバーしていくのかというのは大変重要な観点だと思えます。

その観点で、次、もう一問、この認定事業者について、最後の質問になりますが、先日の参考人質疑の際には、地方の銀行あるいはコミュニティバンクといった地域密着型の金融機関というのが大変多くの情報を持っているという事実がございまして、この地銀やコミュニティバンクを活用して、地域の中小企業の取引機会の創出に資するような取組にできないのかといった話もございました。

二तीयバンク自身は再発注側にはなれないということですので、認定事業者になることは難しいというのが今回の法体系になるんですけども、ただ、認定事業者と地方銀行が連携することによって、効率的に地域の強みを持っている中小企業を発見したり、あるいは、うまく地域循環型の経済を構築するというのができるのではないかと、この認定事業者と金融機関との連携といったものは是非進めていただきたいと思うんですけども、これに対する見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 今回創設しました下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度は、中小企業の持つ強みを生かすとともに、中小企業の下請構造からの脱却、取引における交渉力強化を目指すために重要な役割を担うものであります。

この認定事業者は、例えば、自らが機械製造に要する加工や衣服の製造等を受託した上で、提携する最適な中小企業を選定して再委託することにも、工程管理や品質管理等も一貫して請け負うことが可能なメーカー等を想定しております。

このように、認定事業者は自らが業務を受託する必要があるため、地銀が認定事業者そのものになることは難しいと思えますが、近年、中小企業支援に注力する地銀も増えていくと承知しております。事業のマッチングなんかもよくやっておりますし、そういった事業にも精通している地銀もあるということでありまして、これは更にまた専門性が高いということ、目利き力が必要だということもありますので、地銀が直接この認定事業者になることは難しいと思っております。

地域の様々な中小企業とネットワークを持つ地銀が認定事業者と連携を進めることで、下請中小企業の取引機会の創出が一層図られるものと考えているところであります。

また、地銀は中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う認定支援機関でもあります。そのため、経済産業省としては、地銀等の支援機関に対

して、認定事業者と下請中小企業の橋渡しについて協力要請等を行い、隠れた強みを有する地域の中小企業者の発掘を促進するなど、認定事業者の取組がより効果的なものとなるように後押しをしたいと思いますと思っております。

商社というのは、やはりその技術の橋渡しをするということと、本来、例えば商社とか卸売事業者というのは、金融面での機能も果たしてきているわけですね。ですから、サイトの長い決済だということも短めに出して、またしっかりと利益を出すということもあるでしょうし、いろいろな連携の在り方はあると思えますけれども、これからまたしっかりと、これは運用してまいります。

○浅野委員 是非よろしくお願いたします。これが全国各地の循環型経済につながるというふうな期待を込めておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次はテーマを変えて、DX投資促進税制について一問質問させていただきます。

これまで、私は、クラウド技術の活用というものが認定要件に含まれていることに対して、ハードルが高過ぎるのではないかと指摘をさせていただきました。この間も、経産省の職員の方と何度も議論をさせていただいたんですが、クラウド技術というふうには、今、わざわざ記載をしない。クラウドではなくクラウド技術とあるの。記載をしないところ、少しポイントがあるのではないかと今感じしております。

改めて、今回、クラウドではなくクラウド技術の活用というふうな記載をしたその意図、そして、じゃ、クラウド技術というのはどういう定義を持っているものなのかというのを改めて教えていただきたいと思えます。

○新原政府参考人 今、この税制の中で、インターネット等を介してオープンにデータの処理、保管等を行うことができる技術、これをクラウド技術というふうな位置づけしております。その活用を税制適用の一つの要件とさせていただきます。

た。

それで、私も同僚から、委員と大分意見交換をさせていただいたということも聞いておまして、その中で論点になったところについてお答え申し上げます。今のようなクラウド技術を活用したシステムであれば、自社のシステムであつても税制の適用要件を満たすというふうな整理をさせていただきたいと思えます。

それから、二つ目ですが、また、そのシステムが、構築当初は社内のみアクセス可能なクラウドのものであつたとしても、他者とのデータ連携の必要が生じた際に、インターネット等を通じてデータ連携が容易なシステム構成となつていけば、これも税制適用要件を満たすこととさせていただきます。

同僚からそういうふうな報告を受けておりますので、そういうふうなことをさせていただきたいと思えます。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、これからDXを取り組もうとしている事業者にとっては、最初から社外とのやり取りが必ずしも必要じゃないケースもあるということ、やはりこれまで課題視してきたわけですね。

今御答弁にありましたように、最初構築した当初は、内に閉じた、社内に閉じたネットワークシステムだったとしても、将来的に外にも拡張できるように要件を備えているのであれば認定要件を満たすというふうな理解ができるものだと思いますので、その点、確認させていただきました。ありがとうございます。

時間も残り僅かになってきましたので、最後に、税額控除、DX投資促進税制とカーボンニュートラル投資促進税制に適用される税額控除について、最後、質問させていただきます。

前回は、一〇%というのは、アメリカは三〇%だ、一〇%というのはもう少し何とかならないかという指摘をさせていただきました。御答弁も、これは国内では大変高い水準だという御答弁。そ

これは、是非、将来的に検討を続けていきたいと思ふんですが、もう一つ、今日聞きたいのは、今回、DX税制とカーボンニュートラル税制を合算して、法人税額の二〇％までは税額控除しますということなんです。そちらでもキャップをはめているということなんです。この二〇％というのは、なぜ二〇％なのか。これは私、正直、もうこれだけDXだとかカーボンニュートラルと言われているんですから、せめてこのキャップは外してもいいんじゃないかと思つておられますけれども、その点、政府の見解をお伺いしたいと思ふます。

○新原政府参考人 これも、同僚から委員という意見交換させていただいたことの報告を受けております。その際も議論になつたようにございますが、無論、控除税額の上限を設けない方が制度を幅広く活用できるということは、これは事実だと思ふます。

他方で、今回設けさせていただいた理由なんですけれども、今日も審議にありましたけれども、カーボンニュートラルとデジタルトランスフォーメーションというのは、かなりの程度、親和性があるわけがございます。したがつて、両方使うことがかなり想定されるわけがございます。それで、その上で、特定の企業が極端に大きな金額の優遇を受けることに一定の歯止めをかけるという意味で、これをかけさせていただきました。

二〇％の税額控除というのは、要するに二割棒引きにするわけでございますので、かなりの税制でございます。日本の税制の中でいうと、例えば、類似の税制でいうと省エネ税制、これは税額控除はございません。特別償却だけでございます。それから、IOT税制、これはデジタルの方ですけれども、これも税額控除があつたんですけれども、控除率が三％から五％というような税制でございます。今回は、カーボンニュートラルの方ですと最大一〇％の控除率になるので、先ほど委員自身が言われましたように、この前、私もその説明で、前例のない措置となっております。

そういう意味で、趣旨は非常に委員のあれと共感するところはあるわけでございますけれども、その上限をかけたということについては是非御理解を賜りたいというふうにおもつております。

○浅野委員 時間が参りましたので終わりますが、税制優遇だけが全てではないと思ひます。そのほかにも、是非、活用を促進する工夫をほかにもされていると思ひますので、その点を改めてお願い申し上げます。

○富田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会